

○厚生労働省令第四十六号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣 長妻 昭

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 基本方針（第二条）

第三章 設備及び運営に関する基準（第三条―第三十三条）

第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（第三十四条―第三十九条）

附則

第一章 総則

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針

第二条の次に次の章名を付する。

第三章 設備及び運営に関する基準

第三十三条の次に次の章名及び六条を加える。

第四章 都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第三十四条 前章の規定にかかわらず、都市型軽費老人ホーム（小規模な軽費老人ホームであつて、原則として既成市街地等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等をいう。）に設置され、かつ、都道府県知事が地域の実情を勘案して指定するものをいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（入所定員）

第三十五条 都市型軽費老人ホームは、その入所定員を二十人以下とする。

（設備の基準）

第三十六条 都市型軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての都市型軽費老人ホームの建物であつて、火災時における入所者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 都市型軽費老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該都市型軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて入所者に提供するサービスに支障がないときは設備の一部を、調理業務の全部を委託する場合等にあつては第六号の調理室を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 洗面所

- 五 便所
- 六 調理室
- 七 面談室
- 八 洗濯室又は洗濯場
- 九 宿直室
- 十 前各号に掲げるもののほか、事務室その他運営に必要な設備
- 4 前項第一号、第三号及び第六号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 居室
    - イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができ
    - ロ 地階に設けてはならないこと。
    - ハ 入所者一人当たりの床面積は、七・四三平方メートル（収納設備を除く。）以上とすること。
    - ニ 緊急の連絡のためのプザー又はこれに代わる設備を設けること。
  - 二 浴室
    - 老人が入浴するのに適したものとすること。必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
  - 三 調理室
    - 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
  - 5 前各項に規定するもののほか、都市型軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。
    - 一 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。
    - 二 原則として食堂等の共用部分に入所者が自炊を行うための調理設備を設けることとし、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

- 一 施設長
- 二 生活相談員 一以上
- 三 介護職員 常勤換算方法で一以上
- 四 栄養士 一以上
- 五 事務員 一以上
- 六 調理員その他の職員 当該都市型軽費老人ホームの実情に応じた適當数
- 2 前項の常勤換算方法とは、当該職員それぞれの勤務延時間数の総数を当該都市型軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 3 第一項第一号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、当該都市型軽費老人ホームの他の職務（第一項第三号の介護職員の職務を除く。）に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 4 第一項第二号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う都市型軽費老人ホームにあつては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第一項第二号の生活相談員を置かないことができる。
- 6 第一項第五号の事務員は、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、置かないことができる。
- 7 夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該都市型軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

- 第三十七條 都市型軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない都市型軽費老人ホームにあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する等の都市型軽費老人ホームにあつては第六号の調理員を置かないことができる。
- 第三十八條 都市型軽費老人ホームは、入所者の心身の状況や希望に応じ、自炊を行うための必要な支援を行わなければならない。
- 第三十九條 第三条から第九条まで及び第十二条から第三十三条までの規定は、都市型軽費老人ホームについて準用する。この場合において、第二十二条第二項中「第七条から第九条まで、第十二条から前条まで及び次条から第三十三条

まで」とあるのは「第三十八条並びに第三十九条において準用する第七条から第九条まで及び第十二条から第三十三条まで」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

※ 既成市街地等について

既成市街地等とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいい、次表に掲げる区域のことである。

区 域	都道府県	既成市街地等
首都圏 ※ 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地	東京都	23区、武蔵野市の全域 三鷹市の特定の区域
	神奈川県	横浜市・川崎市の特定の区域
	埼玉県	川口市の特定の区域
近畿圏 ※ 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域	大阪府	大阪市の全域 守口市、東大阪市、堺市の特定の区域
	京都府	京都市の特定の区域
	兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の特定の区域
中部圏 ※ 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる地域	愛知県	名古屋市の特定の区域

（参照条文）

租税特別措置法第37条、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の5、首都圏整備法第2条、首都圏整備法施行令（昭和32年政令第333号）別表、近畿圏整備法第2条、近畿圏整備法施行令（昭和40年政令第159号）第1条、近畿圏整備法施行令別表、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表